

**幼稚園・認定こども園（1号認定）保育料表（教育標準時間認定利用者負担額表）**

各月初日の教育を受ける子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）	
階層	定 義	3歳児	4歳以上児
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	円 0	円 0
B	A階層を除き、当該年度分（4月から8月までの月分の利用者負担額については、前年度分。以下同じ。）市町村民税が非課税となる世帯及び市町村民税の所得割が非課税となる世帯	3,000	3,000
C <sub>1</sub>	A階層を除き、当該年度分市町村民税課税世帯であって、その所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯	77,100円以下	14,300
C <sub>2</sub>		77,101円以上211,200円以下	11,300
C <sub>3</sub>		211,201円以上	18,200

**備考**

- この表の年齢とは、当該年度の初日の前日の年齢をいし、その年度中は、この年齢によるものとする。
- B階層又はC<sub>1</sub>階層に認定された世帯が次のいずれかに該当した場合は、当該世帯に属する支給認定保護者等の利用者負担額は下記の表のとおりとする。
  - 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
  - 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者の属する世帯
  - 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者の属する世帯
  - 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者の属する世帯
  - 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童の属する世帯
  - 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の属する世帯
  - 保護者の申請に基づき、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると市長が認める世帯

階層	利用者負担額（月額）	
	3歳児	4歳以上児
B	円 0	円 0
C <sub>1</sub>	13,300	10,300

- B階層からC<sub>3</sub>階層までの世帯であって、次の表の第1欄に掲げる子どもが特定教育・保育の提供を受けるときは、第2欄により計算して得た額をその子どもに係る利用者負担額とする。

第1欄	第2欄
ア 同一世帯において3歳から小学校3年までに該当する年齢の範囲における年長者（該当する子どもが2人以上の場合は、そのうち1人とする。）	利用者負担額表に定める額
イ ア以外の子どものうち、年長者（該当する子どもが2人以上の場合は、そのうち1人とする。）	利用者負担額表に定める額の2分の1の額
ウ 上記以外の子ども	0円

保育所・認定こども園（2号・3号認定）保育料表（保育認定利用者負担額表）

各月初日の保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）						
階層	定 義	保育標準時間			保育短時間			
		3歳未満児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援 給付受給世帯	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	
B	A階層を除き、当該年度分(4月から8月までの月分の利用者負担額については、前年度分。以下同じ。)市町村民税が非課税となる世帯	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	
C	A階層、B階層及び D <sub>1</sub> ～D <sub>9</sub> 階層を除き、当該年度分均等割市町村民税が課税となる世帯	9,000	7,000	7,000	8,900	6,900	6,900	
D <sub>1</sub>	A階層を除き、当該年度分市町村民税課税世帯であつて、その所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯	1,500円未満	11,000	9,000	9,000	10,900	8,900	8,900
D <sub>2</sub>		1,500円以上 24,000円未満	15,000	10,000	10,000	14,800	9,900	9,900
D <sub>3</sub>		24,000円以上 48,600円未満	18,000	14,000	14,000	17,800	13,800	13,800
D <sub>4</sub>		48,600円以上 97,000円未満	24,000	19,000	18,000	23,700	18,800	17,800
D <sub>5</sub>		97,000円以上 133,000円未満	32,000	23,000	22,000	31,600	22,700	21,700
D <sub>6</sub>		133,000円以上 169,000円未満	44,000	26,000	23,000	43,400	25,600	22,700
D <sub>7</sub>		169,000円以上 301,000円未満	50,000	29,000	26,000	49,300	28,500	25,600
D <sub>8</sub>		301,000円以上 397,000円未満	52,000	29,000	26,000	51,200	28,500	25,600
D <sub>9</sub>		397,000円以上	58,000	32,000	29,000	57,100	31,500	28,500

(裏面に続く)

備考

- 1 この表の年齢とは、当該年度の初日の前日の年齢をいい、その年度中は、この年齢によるものとする。
- 2 B階層からD<sub>3</sub>階層に認定された世帯が次のいずれかに該当した場合は、当該世帯に属する支給認定保護者等の利用者負担額は下記の表のとおりとする。
  - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
  - (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者の属する世帯
  - (3) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者の属する世帯
  - (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者の属する世帯
  - (5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童を有する世帯
  - (6) 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者を有する世帯
  - (7) 保護者の申請に基づき、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると市長が認める世帯

階層	利用者負担額（月額）					
	保育標準時間			保育短時間		
	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
B	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
C	8,000	6,000	6,000	7,900	5,900	5,900
D <sub>1</sub>	10,000	8,000	8,000	9,900	7,900	7,900
D <sub>2</sub>	14,000	9,000	9,000	13,800	8,900	8,900
D <sub>3</sub>	17,000	13,000	13,000	16,800	12,800	12,800

- 3 B階層からD<sub>3</sub>階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の就学前児童が特定教育・保育又は特定地域型保育を利用し、若しくは特別支援学校幼稚部又は首都障害児短期治療施設通所部に入所若しくは児童発達支援又は医療型児童発達支援（以下「児童発達支援等」という。）を利用している場合において、次の表の第1欄に掲げる子どもが特定教育・保育又は特定地域型保育事業の提供を受けるときは、第2欄により計算して得た額をその子どもに係る利用者負担額とする。

第1欄	第2欄
ア 同一世帯において特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を受けている又は児童発達支援等を利用している児童のうち、年長者（該当する児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。）	利用者負担額表に定める額
イ ア以外の子どものうち、年長者（該当する子どもが2人以上の場合は、そのうち1人とする。）	利用者負担額表に定める額の2分の1の額
ウ 上記以外の子ども	0円